



女性が活躍できる 社会の実現を目指して

「女性活躍推進法」について

みなさんは、今年の4月から施行された「女性活躍推進法（※1）」をご存知ですか。

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に、10年間の時限立法として制定されました。

この法律により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、行動計画の策定や公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等（※2））に義務付けられました。

行動計画には、採用者に占める女性の割合、勤続年数の男女差の縮小、労働時間の状況、管理職に占める女

性の割合など、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込むこととされています。

なお、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することが出来ます。

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※2 常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあつては努力義務

女性の就業を取り巻く現状

平成26年における国の調査によると、女性の非労働力人口²、908万人のうち、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児・介護等を理由に働いていない女性が303万人。また、第1子出産を機に6割の女性が離職するという結果が出ています。

女性の活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するという観点からも、今よりもっと多くの女性が、もっと長い期間、高い能力を発揮して働き続けることができる職場づくりをめざすことが重要です。

市の取組

市においては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とする「竹原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

この計画において、採用から登用に至るあらゆる段階において実施する取組の内容や達成しようとする目標等を定めています。

取組目標としては、「男性職員の育児休業取得の促進」・「管理的地位への女性職員の登用」・「超過勤務の縮減」の3つを定め、それぞれに数値目標を設定することで、女性職員が働きやすく、働きがいをもって、ますます活躍できるような環境づくりに取組んでいきます。

女性が活躍できる 社会の実現を目指して

急速な少子高齢化の進展や、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現のためには、女性の活躍が欠かせません。

働く場面において、すべての女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を共に目指していきましょう。



11月22日～30日にかけて、「人権の花」運動として人権擁護委員のみなさんが市内の小学校1年生にヒヤシンスの水栽培セットを贈りました。

みんなで協力し合って育てることを通じて、また、紙芝居や指人形などで、生命の尊さや思いやりの心の大切さを伝えました。

2月頃、花が咲くのが楽しみです。